

平成29年3月27日
株式会社ピーエイ

株主の皆様へ

第31期 期末配当に関するご説明

拝啓 平素は額別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第31回定時株主総会において、第31期期末配当の実施が決議され、平成29年3月28日より配当金のお支払いを開始させていただきますが、当該配当金の原資は「その他資本剰余金」でありますので「資本の払戻し」に該当し、税務上の「配当所得（みなし配当を含む）」に当たりませんので、その取扱い等について、ご案内をさせていただきます。

具体的な取得価額の計算、当社株式のご売却による譲渡所得税額の計算につきましては、株主の皆様個々のご事情によって異なりますので、次頁の「今回の配当金の税務上のお取扱いについて」をご高覧いただきましたうえで、大変お手数ですがお取引の口座管理機関（証券会社等）または最寄りの税務署もしくは税理士等にご相談いただきたくお願い申し上げます。

なお、証券会社で「特定口座」をご利用の株主様の取得価額の調整方法等は、口座の種類により処理方法が異なりますので、お取引の証券会社にご確認下さい。また、今回の配当金は配当所得ではないため、配当控除の対象とはなりませんので、確定申告の際はご注意下さい。

敬具

このお知らせは、今回の配当金の税務上のお取扱い、税法の規定により株主の皆様にご通知すべき事項をご説明するものであり、株主の皆様個々のご事情によってご対応が異なりますので、全てを網羅するものではありません。具体的な税務上のお手続等につきましては、最寄りの税務署または税理士等にご確認下さいようお願い申し上げます。

また、このお知らせは、株主様が今後当社の株式を売却する場合の「取得価額」の調整式を記載しておりますので、保管下さいよう、併せてお願い申し上げます。

このご説明は当社ホームページ (<http://www.pa-co-ltd.co.jp/>) 上にも掲載いたします。

1. 今回の配当金の税務上のお取扱いについて

(1) 今回の配当金の所得区分について（所得税法第24条、同法第25条等）

- ・今回の当社配当金は「その他資本剰余金」を原資としており、「資本の払戻し」としてのお取扱いとなります。この配当金の所得区分は、税法の規定により、「みなし配当」と「みなし配当以外」で構成されます。
- ・「みなし配当」に該当する部分は、税務上の配当所得として扱われ、所得税等の源泉徴収をさせて頂いております。
- ・「みなし配当以外」の部分は、配当所得ではないため、所得税等の源泉徴収はございません。また、確定申告における配当控除の対象にもなりません。
- ・「みなし配当以外」の部分につきましては、(2)の計算式により「みなし譲渡損益」が発生する場合がありますのでご留意下さい。

※「みなし配当」及び「みなし配当金額」について

具体的には、1株当たりの当社配当金3円のうち、0.6479676537円が「みなし配当」に該当する部分です。ご所有の株式数に1株当たり0.6479676537を乗じて算定される額の1円未満を切り捨てた額が「みなし配当金額」となり、源泉徴収の対象となります。

同封の『第31期期末配当金計算書』の、「みなし配当金額」と源泉徴収額（「所得税額」「住民税額」）をご高欄願います。

(2) みなし譲渡損益について（租税特別措置法第37条の10）

- ・税法の規定により、株主の皆様に「みなし譲渡損益」が発生する場合があります。
- ・以下の「①収入金額とみなされる金額」から「②取得価額」を控除した金額が、譲渡所得等（「みなし譲渡損益」）に該当いたします。（純資産減少割合は(4)(5)をご参照下さい。）

$$\begin{aligned} \boxed{\text{①収入金額とみなされる金額}} &= \boxed{\text{払戻し等により取得した金銭等の価額の合計額}} \\ \boxed{\text{②取得価額}} &= \boxed{\text{従前の取得価額の合計額}} \times \boxed{\text{純資産減少割合}} \\ \boxed{\text{みなし譲渡損益 (①-②)}} &= \boxed{\text{①収入金額とみなされる金額}} - \boxed{\text{②取得価額}} \end{aligned}$$

[例] 当社の株式を1株当たり200円で1,000株購入していた場合

$$\text{① 収入金額とみなされる金額} = 3\text{円} (1\text{株当たり配当額}) \times 1,000\text{株} = 3,000\text{円} \\ (\text{円未満切り捨て})$$

$$\text{② 取得価額} = (200\text{円} \times 1,000\text{株}) \times 0.028 = 5,600\text{円} \\ (\text{円未満切り捨て})$$

$$\text{「みなし譲渡損益」} = \text{①}3,000\text{円} - \text{②}5,600\text{円} = \triangle 2,600\text{円} \text{ (この場合はみなし譲渡損)} \\$$

※「資本の払戻し」に係る「みなし譲渡益」の課税については、特定口座での計算対象ではありませんので、原則として確定申告が必要となりますが、計算対象とする証券会社もございますので、お取引の証券会社にご確認をお願いいたします。

①特定口座の源泉徴収口座の方は、お取引の口座管理機関（証券会社等）にお問い合わせ

わせ下さい。

②上記①以外の特定口座の方及び一般口座の方は、「みなし譲渡損益」が発生した場合、原則として確定申告が必要となります。所得状況等により申告不要とされる場合もございますが、株主様個々のご事情により異なってまいりますので、最寄りの税務署、税理士等にご相談下さい。

(3) 取得価額のお取扱いについて（所得税法施行令第114条第1項）

- ・税法の規定により、株主の皆様の当社株式の取得価額が調整されます。
- ・調整式は以下の通りです。（純資産減少割合は(4)(5)をご参照下さい。）

$$\boxed{1 \text{ 株当たりの新しい取得価額}} = \boxed{1 \text{ 株当たりの従前の取得価額}} - \boxed{1 \text{ 株当たりの従前の取得価額} \times \text{純資産減少割合}}$$

[例] 当社の株式を 1 株当たり 200 円で 1,000 株購入していた場合

$$\text{「新しい取得価額」} = (200 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株}) - (200 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \times 0.028) = 194,400 \text{ 円}$$

(円未満切り上げ)

※「特定口座」をご利用の株主様の場合、お取引の証券会社が取得価額の調整を行う場合もございますので、お取引証券会社にご確認下さい。

※「特定口座」をご利用でない場合には、上記の計算式により取得価額を調整していただく必要があります。

(4) 個人株主の皆様へのご通知事項

| 所得税法施行令第114条第5項に規定する事項 | ご通知事項 |
|--|--------------------------|
| 純資産減少割合（資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する割合） | 0.028 (小数点以下3位未満切り上げ) |

(5) 法人株主の皆様へのご通知事項

| 法人税法施行令第23条第4項に規定する事項 | ご通知事項 |
|---|------------|
| 金銭その他の資産の交付の起因となった法人税法第24 条第1 項各号に掲げる事由 | 資本の払戻し |
| その事由の生じた日 | 平成29年3月28日 |
| みなし配当額に相当する金額の1株当たり金額 | 該当しません |

| 法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項 | ご通知事項 |
|--------------------------|--------------------------|
| 純資産減少割合 | 0.028 (小数点以下3位未満切り上げ) |
| 減少した資本剰余金の額 | 32,258,652円 |

2. 本件に関するご照会先

(1) 「本説明書」についての一般的なご照会

東京証券代行株式会社

0120-49-7009 (フリーダイヤル)

受付時間：午前9:00～午後5:00

(土日祝日を除く)

(2) 株主様各位の取得価額の調整に関する具体的なご照会

お取引の口座管理機関（証券会社等）または最寄りの税務署もしくは税理士等にご相談下さい。

(3) 税務申告等に関するご照会、ご相談

最寄りの税務署または税理士等にご相談下さい。

以 上